

議案第118号 小松島市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

本条例において条文を引用している「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の一部改正に伴い、本条例中に条ずれが生じていることから、所要の改正を行うもの。

小松島市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例(平成22年小松島市条例第32号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>小松島市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第25条に規定する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課税免除の措置)</p> <p>第3条 市長は、同意基本計画の同意の日から起算して5年以内に承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業のために設置される施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)で定めるものを促進区域内に設置した事業者(法第5条第2項第5号の指定集積業種であって同令第4条で定めるものに属する事業を行う者に限る。)について、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対する固定資産税の課税を免除することができる。</p>	<p>小松島市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第26条に規定する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課税免除の措置)</p> <p>第3条 市長は、同意基本計画の同意の日から起算して5年以内に承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業のために設置される施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)で定めるものを促進区域内に設置した事業者(法第5条第2項第5号の指定集積業種であって同令第4条で定めるものに属する事業を行う者に限る。)について、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対する固定資産税の課税を免除することができる。</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>